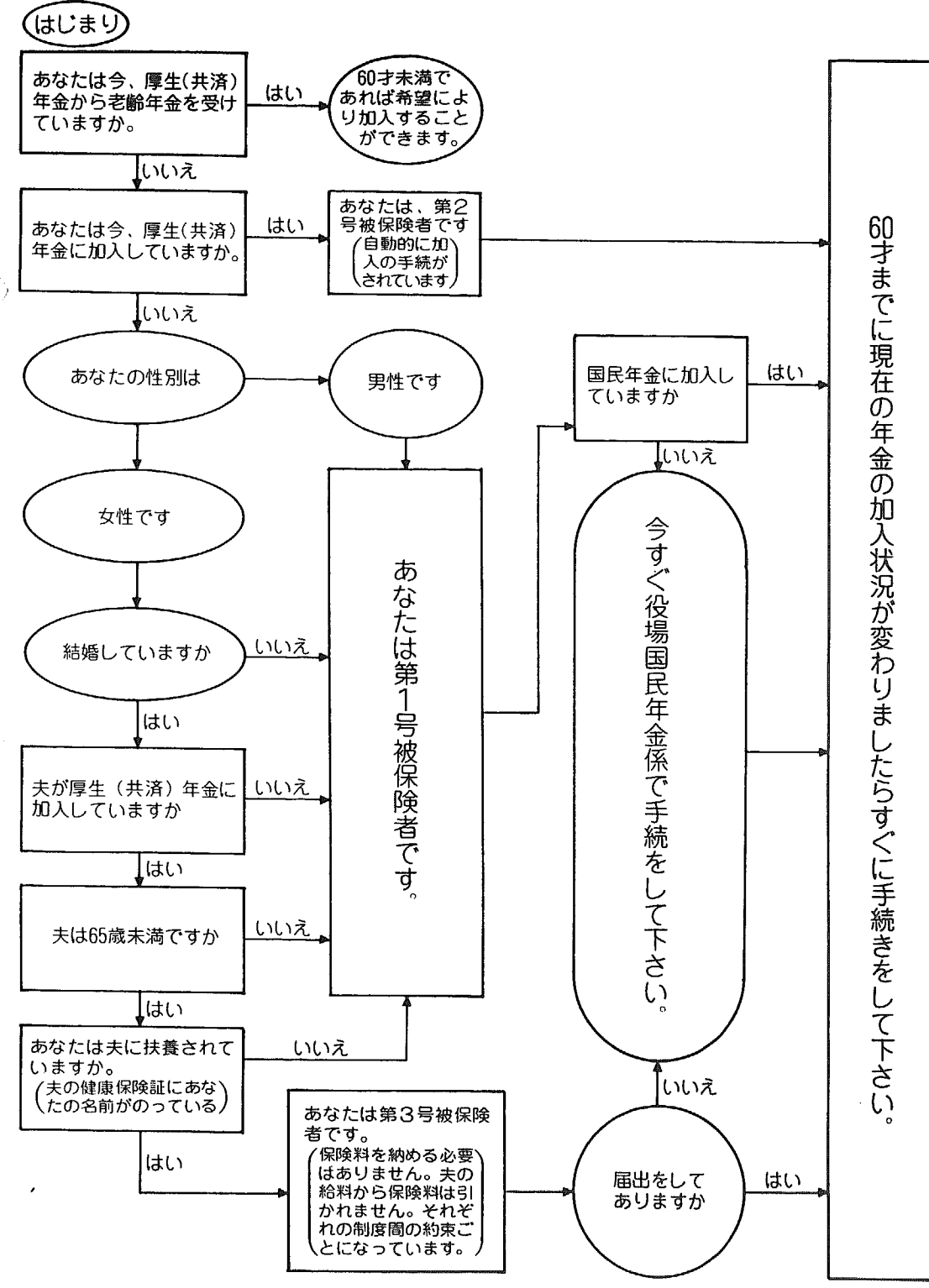


# 知っておきたい国民年金制度

## あなたはどれに該当しますか。

国民年金での加入者は3種類(第1号、2号、3号被保険者)に区別されています。あなたはどれにあたりますか。国民年金は20歳から60歳までの人は一部の人を除いてすべて加入しなければなりません。下の図で確かめて、未手続きの人はすぐ手続きしてください。  
 [注] ※加入しなくてもよい一部の人は①学生②60歳前に厚生(共済)年金を受給した人(希望により加入することができます)です。  
 ※60歳までに資格期間や可能年数を満たすことのできなかった人は65歳まで加入することができます。



## 公給領収証を受け取りましょう 巻財務事務所

年末年始をひかえ、忘年会や新年会、旅行などの機会が多くなる時期です。  
 皆さんが飲食店などでお酒を飲んだり、食事をしたりしたとき、あるいは旅館に宿泊したときには料理飲食等消費税が課税されます。  
 税金は料金と合算して請求されますので、税金を支払った証拠として公給領収証を受け取りましょう。公給領収証には飲食代や税金の内訳が記載されており、明細会計のもとになります。  
 なお、料理飲食等消費税には利用する店や料金により課税されない場合もあります。  
 利用する店や料金による料理飲食等消費税の仕組みは、下表のとおりです。

利用する店舗・飲食内容	免税点	税率
料理店・小料理店	適用なし(全額課税される)	10%
バー・キャバレー		10%
旅館・ホテル	1泊2食の宿泊料金が免税点を超えた場合は、税額計算のもととなる金額から1人1泊につき2,500円が控除される。	10%
宿泊客の追加飲食・夜食・間食等	1人1泊ごとに2,500円	
宿泊客の昼食	1人1回につき2,500円	
日帰り客の休憩及び飲食等	1人1回につき2,500円	
飲食店・喫茶店など	1人1回につき2,500円	10%
経理区分食堂(デパートの食堂など)	1品につき1,000円	10%

※なお、飲食店や旅館などで、遊興を伴う飲食をした場合は免税点の適用はありません。  
 ※公給領収証が発行されない場合があります。①税金がかからない場合。②チケット食堂(あらかじめ食券を買って飲食する場所)を利用されたとき。③公給領収証を発行しない場所として県が指定したお店を利用したとき。

☎巻財務事務所 ☎0256-72-5111

## 告知版 時間 場所 内容 対象 申し込み 問い合わせ

**年末年始の郵便業務**  
 元日には普通郵便も配達します。年賀状より普通郵便が先に配達される場合もありますが、御了承ください。  
 年賀状は12月31日までに届けたものについては、消印を押しません(昨年末までは12月28日までに届けたものについて消印を押しません)でして、消印を押さずから、消印の押されていない年賀状が遅く配達されることもあり、御了承ください。  
 (年賀状はお早めに) 取扱い時間は、12月29日(火)～31日(木) 平常どおり  
 ☎1月1日(金)～3日(日)

**小型ボイラー**  
 定められた教育を受け、修了した人でなければ取扱いきません。  
**特別教育講習会**  
 を開きます。小型ボイラーを使用している事業所は従業員の皆さんに受講させ、事故のないよう対処してください。  
 日程▼63年1月18日19日新潟県土地改良会館▼1月21日22日上越市社会教育会館▼1月26日27日長岡市

**黒埼スキークラブ**  
 では会員と参加者を募集しています。  
 62年12月20日岩原、63年1月15日神立、31日石打後楽園、2月14日六日町ミナミ、28日六日町八海山、3月20・21日関(泊)▼いずれも6時30分集合、7時出発 ☎小林助任商店(☎377-5221) ※石打にロッジがあります。

## 工業統計調査を実施します

毎年12月31日現在で工業統計調査を実施していますが、今年も次のように実施されることになりました。

☆工業統計調査  
 対象……製造業を営む事業所で、4人以上のすべての事業所と3人以下であっても通産省の指定した業種を営む事業所。  
 ☆石油等消費構造統計調査  
 対象……従業者30人以上の製造業を営むすべての事業所

☆新潟県地場中小工業統計調査  
 対象……工業統計調査の対象とならない3人以下のすべての事業所。新潟県が調査するものです。

調査票は12月25日前後に配布し、63年1月中旬に回収する予定です。年末年始でお忙しいところお手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

## 産業別最低賃金が改正

産業別の最低賃金が下表のようになります。

最低賃金の件名	最低賃金額	実施年月日	
食料品・飲料 飼料製造業	3,887円	486円	62.12.10
繊維産業 (ニット製造業及び衣服、その他の繊維製品製造業を除く)	3,657円	458円	62.12.25
木材・木製品・家具・装飾品製造業	4,008円	501円	63.1.6 (予定)
出版・印刷・同関連産業 (速記・装幀・複写業を含む)	4,060円	509円	63.1.11 (予定)
機械・金庫製造等製造業及び自動車整備業 (電機製造業及び電気計測器製造業を除く)	4,087円	511円	62.12.21
卸売・小売業 (代理店及び仲立業を含む、飲食店を除く)	3,805円	476円	62.12.10

ただし、18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後6月未満で技能習得中の人、主に軽易な業務に従事する人は適用範囲から除かれます。  
 なお、新潟県の最低賃金は  
 1日 3,546円 1時間 444円  
 で、これは業種、業務、年齢、パートタイマー、臨時雇を問わず適用されます。

☎新潟労働基準局賃金課 ☎266-4165

みんなそろって 明るなお正月を  
 歳末たすけあい運動  
 12月1日～31日